

第1編

第2部 主な厚生行政の動き

第2章 社会・経済の変化に対応した年金制度の確立

国民皆年金実現直前の1960（昭和35）年と比べると、平均寿命は、30年余りで男女とも10年以上伸び、我が国は文字どおりの「人生80年時代」を迎えている。また、この間の産業構造・就業構造の変化により、就業者の大部分が定年退職によって稼得能力を失うサラリーマンとなったが、他方で、核家族世帯や高齢者世帯が増加し、老後の経済的基盤を自身の子によって支えられるという私的扶養の基盤は弱まることとなった。

これら社会情勢の変化等に伴い、高齢者の経済的基盤を社会的に支える必要性は高まってきた。また、障害が普遍化するとともに、男女の平均寿命の差が示すように女性が一定の寡婦期間を有することはほぼ確実となっていることから、障害や夫との死別による稼得能力の減少に対して、社会的な扶養を行う必要性も大きくなってきた。このようなニーズにこたえるのが公的年金制度であり、これからも公的年金制度は国民生活を支える大きな役割を果たしていくことになる。

第1編

第2部 主な厚生行政の動き

第2章 社会・経済の変化に対応した年金制度の確立

第1節 公的年金制度—意義と仕組み—

1 年金制度をとりまく社会・経済情勢

(1)

労働力人口の減少と高齢者雇用促進の必要性

我が国の人口構造は、他の諸国が経験したことのない速さで高齢化が進んでおり、2025（平成37）年には25.8%に達し、世界で最も高齢化が進んだ国となると予測されている。これに対して、20歳から59歳までの年齢層の総人口に対する割合は、この30年来55～56%で推移してきたが、2000（平成12）年を境に急激に減少し、2015（平成27）年以降は5割を切るものと予測されている。高齢化が進むことはいわゆる労働力人口の割合が相対的に低下することを意味するが、21世紀に入ると、絶対数でも労働力人口が減少することが予測される。

一方で、我が国の高齢期における就業意欲は第1部でみたように非常に高く、実際の労働力率の面からみても、男子60歳代前半で75.1%（1994（平成6）年度）となっている。また、高齢者の雇用状況をみると、定年が60歳以上の企業の割合は、一律定年制を定めている企業のうちの85.8%（改定の決定および予定を含めれば94.4%）に達しており、その企業のうち、勤務延長制度または再雇用制度がある企業の割合は、69.8%にのぼっている（労働省「雇用管理調査」（1995（平成7）年））。

さらに1994（平成6）年には、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」が改正され、定年の定めをする場合には60歳を下回ることができないものとされるとともに、65歳までの継続雇用を進めていくための事業主に対する指導の強化などが講じられることとなった。また、「雇用保険法」が改正され、定年後の雇用継続を進める観点から、「高年齢雇用継続給付」が1995（平成7）年度より創設されている。このように、21世紀初頭までに、希望する者が少なくとも65歳まで働くことができる社会を目指して、さまざまな施策が実施されつつある。

こうした中で、高齢者の高い就業意欲にこたえ、高齢者が安心と生きがいを持って暮らしていけるようにしていくことは、個人にとっても、我が国の経済の活力の維持という面からみても重要となっている。

1994（平成6）年の年金改正においては、高齢者雇用の促進の必要性にかんがみ、後に述べるような、雇用と年金の連携に配慮する改正が行われたところである。

(2)

国民生活に占める比重の増大

公的年金制度が国民生活において占めている役割をデータでみると、1994(平成6)年度末現在、公的年金の被保険者数は6,955万人にのぼる。国民年金の老齢年金の受給権者数は1,612万人(65歳以上の被用者年金制度の受給権者数を含む。)、被用者年金制度の老齢(退職)年金の受給権者数は829万人にのぼっており、さらに障害給付、遺族給付を加えると約3千万人が公的年金の受給権者となっている。また第1部でみたように、高齢者世帯の所得に占める公的年金(恩給を含む。)の割合は1975(昭和50)年の26.2%から1993(平成5)年には54.8%へと倍増し、公的年金を受けている高齢者世帯のうち50.0%の世帯は公的年金のみで生活しており、公的年金制度が国民の老後生活の基礎を支えるものとして大きな役割を果たしていることがわかる。また、社会保障給付費に占める年金の比重も増大し、1993(平成5)年度には29兆594億円と社会保障給付費の51.2%を占めるに至っている。

年金積立金の役割

公的年金制度においては、後世代の保険料負担の急激な増大を緩和するために、年金原資の積立が行われており、厚生年金保険および国民年金の積立金総額は、平成6年度末において111兆円に上っている。

年金積立金は全額、国の資金運用部に預託され、国の財政投融资の原資となって、社会・経済の発展、国民福祉の向上などの各種の政策目的を達成するために活用されている。この中で、預託された積立金の一部(平成8年度計画総額5兆8,078億円)は、保険料を納めた被保険者の生活向上、福祉の増進に寄与する趣旨で、還元融資として、年金福祉事業団を通じた福祉施設設置整備資金貸付、被保険者住宅資金貸付、年金担保貸付や大規模年金保養基地(グリーンピア)の整備に利用されるとともに、地方公共団体が社会福祉施設、病院、一般廃棄物処理施設等を整備するための地方債を引き受けるための資金ともなっている。

厚生年金・国民年金積立金還元融資施設



第1編

第2部 主な厚生行政の動き

第2章 社会・経済の変化に対応した年金制度の確立

第1節 公的年金制度—意義と仕組み—

2 公的年金制度の基本的仕組み

(1)

公的年金は「世代間扶養」の仕組み

公的年金給付の8割を占め、年金給付の中心である老齢年金を例に、公的年金の機能をみてみよう。

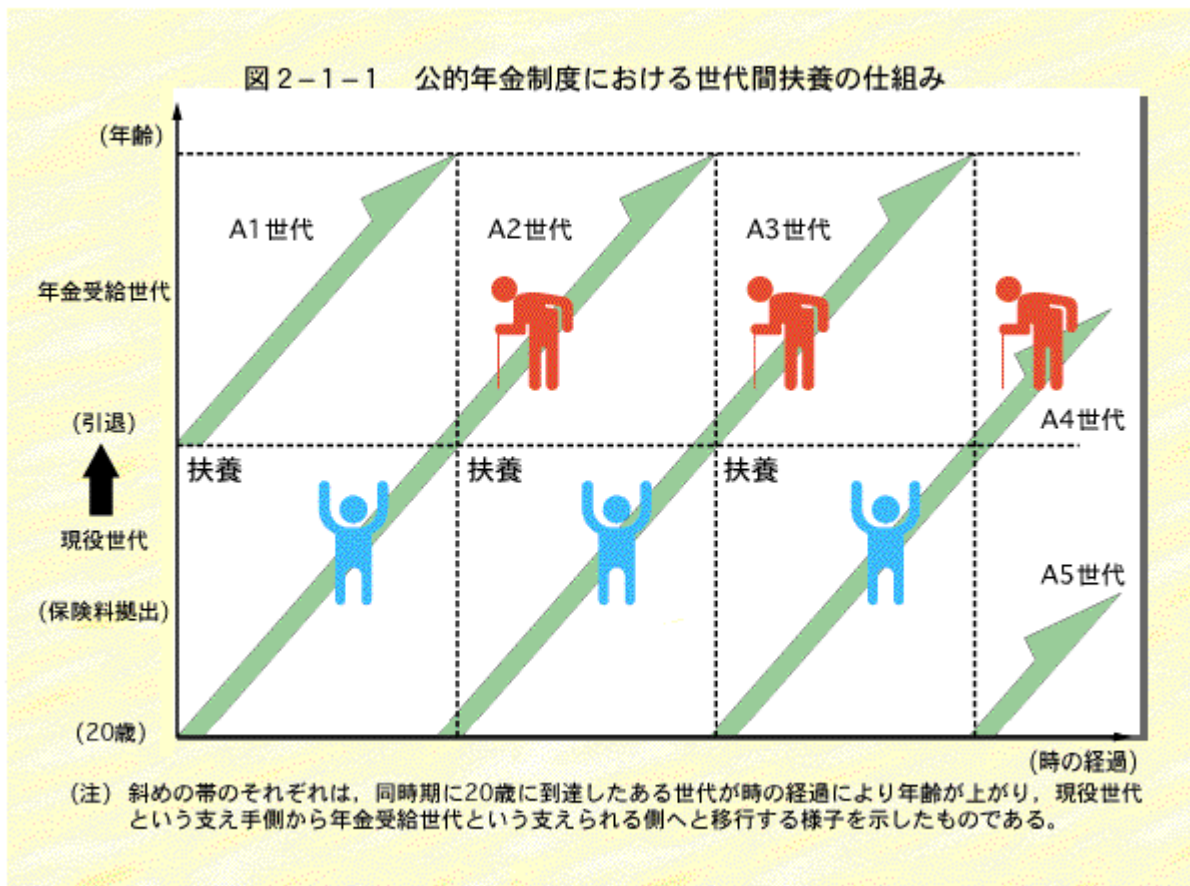
老齢年金は生涯にわたって支給される終身年金となっているほか、年金の実質価値が目減りしないよう、毎年、物価の上昇に合わせて年金額が自動改定されるとともに、5年ごとの財政再計算の時には、生活水準の向上などに応じて年金額が改定される仕組みとなっている。公的年金がこうした機能を発揮できるのは現役世代が当然に加入者となる仕組みを通じて、安定的な保険集団を構成し、経済変動に対応した給付を行うために必要な負担を加入者に求めていくことができるからである。

それに対して、私的に老後に備えた貯蓄などは、将来における物価上昇による実質価値の減少や生活水準の向上などの経済変動に的確に対応することは不可能であり、一方で、私的扶養についても、扶養を行う子自身の経済的変動もあり、不安定な要素は否定しがたく、また、核家族化の進行や同居意識の変化などにより、家族の扶養機能自体も低下している。

したがって、就労以外の老後の収入としては公的年金による収入を基盤に、これに貯蓄、私的年金や送り等をうまく組み合わせることでいくこととなる。このように公的年金は、寿命の伸びやインフレーションなどのために個人の努力では対応しきれない老後の生活に対して、社会連帯の考え方に基づき、社会全体でリスクをプールする役割を果たしているものである。

「世代間扶養」のシステムである公的年金制度を通じて、年金受給者の側からすれば、個人の自助努力や私的扶養では対応しきれない経済変動に対して、長くなった老後の生活の経済的基盤が確実に支えられることとなる。一方、これを支える現役世代の側からみると、保険料の拠出を通じて、個々人の経済的変動にかかわらず、また自分の親と別居している場合でも、親の世代に対して安定的に「世代間扶養」を行えることを意味する。さらに、自分自身もこの保険料の拠出を通じて自分自身が老後に受給する年金の権利の積立を行っており、この積み立てた権利は後の世代の人々によって保障されることとなる(図2-1-1参照)。

図2-1-1 公的年金制度における世代間扶養の仕組み



なお、最近、我が国の公的年金制度について、現下の厳しい経済情勢に伴う運用収入の低下等から、その将来を不安視する声がある。しかしながら、世代間扶養の仕組みをとる公的年金にあっては、現役世代の拠出した保険料を主たる収入としていることや、低金利の状況下では、一般に物価や賃金の伸び率が下落するため、年金給付という支出面も減少することとなることから、運用収入の低下等が年金財政に実質的な影響をおよぼすことはほとんどないものと考えられる。

(2)

急速な高齢化と公的年金

1)

年金財政の見通し

1994（平成6）年に行われた年金改正の基礎となった平成6年財政再計算結果によると、厚生年金の被保険者は、2001（平成13）年度までは緩やかに増加するが、以後減少に転じ、2025（平成37）年度より後は3千万人を割る。一方、老齢年金の受給者数は急速に増加し、2015（平成27）年度以降は現在の2倍以上の1,200万人台で推移することとなる。この結果、厚生年金は1994（平成6）年度末現在被保険者5.5人で老齢年金受給者1人を支えているが、2025（平成37）年度には2.4人で1人を支えることになる。

一方、国民年金の被保険者数は現在の6,955万人から2000（平成12）年度までは緩やかに増加するが、以降減少に転じ、2035（平成47）年度以降は6千万人を割ることとなる。他方、老齢基礎年金の受給者数は急速に増加し、2015（平成27）年度には3千万人を超え、受給者数の被保険者数に対する比率（成熟度）は、以後50%を超える高い水準で推移することとなる。

2)

高齢社会と世代間扶養

先に述べたとおり、公的年金制度は世代間扶養の仕組みを通じて、その時々^の現役世代が産み出したものを現役と高齢者が分かち合う仕組みであり、老親扶養を社会化したものである。したがって、保険料を負担する現役世代と年金を受給する高齢者世代との間の給付と負担のバランスが公的年金制度の安定のためのポイントとなる。

次に、1994（平成6）年に行われた年金改正の内容をみながら、このような観点から公的年金の改革がどのように行われたかを振り返ってみたい。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1編

第2部 主な厚生行政の動き

第2章 社会・経済の変化に対応した年金制度の確立

第1節 公的年金制度－意義と仕組み－

3 平成6（1994）年年金改正の概要

平成6（1994）年改正の基本的考え方は、第1に、高齢化が急速に進行していく中で、我が国の経済社会はあらゆる面において対応を迫られているが、年金制度についてもこれに対応し、人生80年時代にふさわしいものに見直していくということであった。基本的考え方の第2は、年金制度の長期的安定を図るため、年金給付と保険料負担のバランスを図り、現役世代の負担を過重なものにしないということであった。

(1)

60歳代前半の厚生年金の見直し（図2-1-2，表2-1-1参照）

基本的考え方の第1を踏まえ、60歳までは賃金を中心とし、60歳代前半においては、継続雇用や再雇用により賃金と年金を合わせて生活設計を行い、65歳以降は年金を中心に生活設計を行えるようにするため、60歳代前半の厚生年金の見直しが行われた。すなわち、本格的な年金の受給年齢を65歳とするとともに、60歳代前半の年金については、就業から年金生活への円滑な移行や高齢者雇用との連携を考慮し、2001（平成13）年度から段階的に部分年金に切り替えていくこととした。

図2-1-2 60歳代前半の老齢厚生年金の見直し

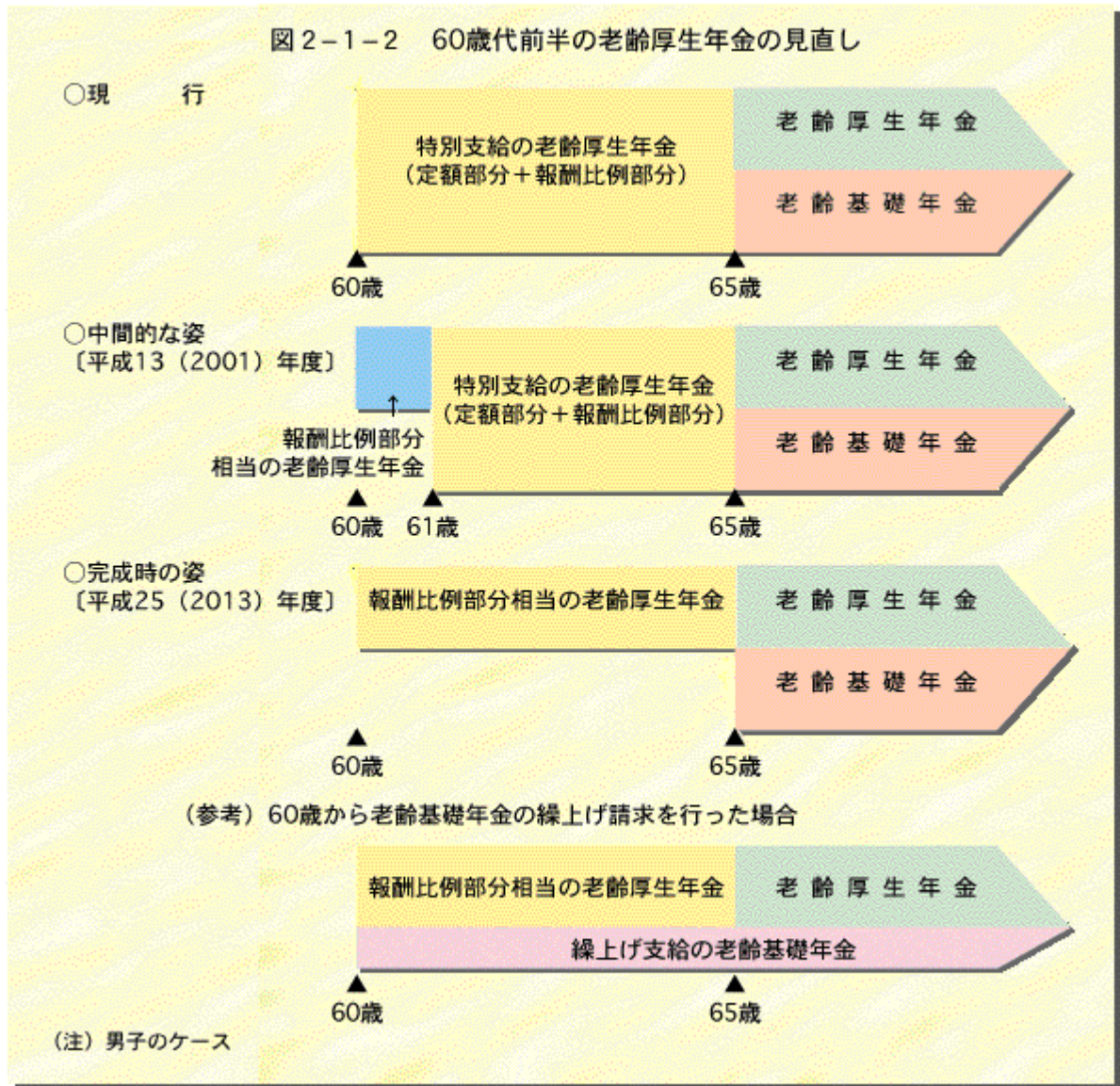


表2-1-1 支給開始年齢の引上げスケジュール

表2-1-1 支給開始年齢の引上げスケジュール

生 年 月 日		支給開始年齢 (報酬比例部分相当は 60歳から支給)
男 子	女 子	
昭和16年4月2日～昭和18年4月1日	昭和21年4月2日～昭和23年4月1日	61歳
昭和18年4月2日～昭和20年4月1日	昭和23年4月2日～昭和25年4月1日	62歳
昭和20年4月2日～昭和22年4月1日	昭和25年4月2日～昭和27年4月1日	63歳
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	昭和27年4月2日～昭和29年4月1日	64歳
昭和24年4月2日以降	昭和29年4月2日以降	65歳

なお、高齢者の生活状況等は多様であることに配慮し、障害等級3級以上の状態にある人やサラリーマンとして長期間働いた人（厚生年金の被保険者期間が45年以上ある人）は、改正前と同様の年金が受けられ、また、60歳から老齢基礎年金を繰り上げて部分年金と合わせて受給することもできることとされている。

在職老齢年金制度（老齢厚生年金の受給者が被用者として働いているため厚生年金の被保険者となっている場合に、月収の額（標準報酬月額）に応じて、その年金の全部又は一部を支給停止する仕組み）については、従来は賃金が増えても賃金と年金を合わせた合計収入があまり増えない仕組みとなっていたため、高齢者雇用を阻害するとの批判があった。このため、今回の改正では、賃金と年金の合計収入が賃金の増加に応じて増えていく仕組みに改め、高齢者雇用の促進が図られるようにした。

また、高齢者の就業意欲を阻害するなどの指摘のあった、雇用保険の失業給付と年金の関係については、1998（平成10）年4月から、雇用保険の失業給付を受けている場合には60歳代前半の老齢厚生年金を支給停止することとされた。

(2)

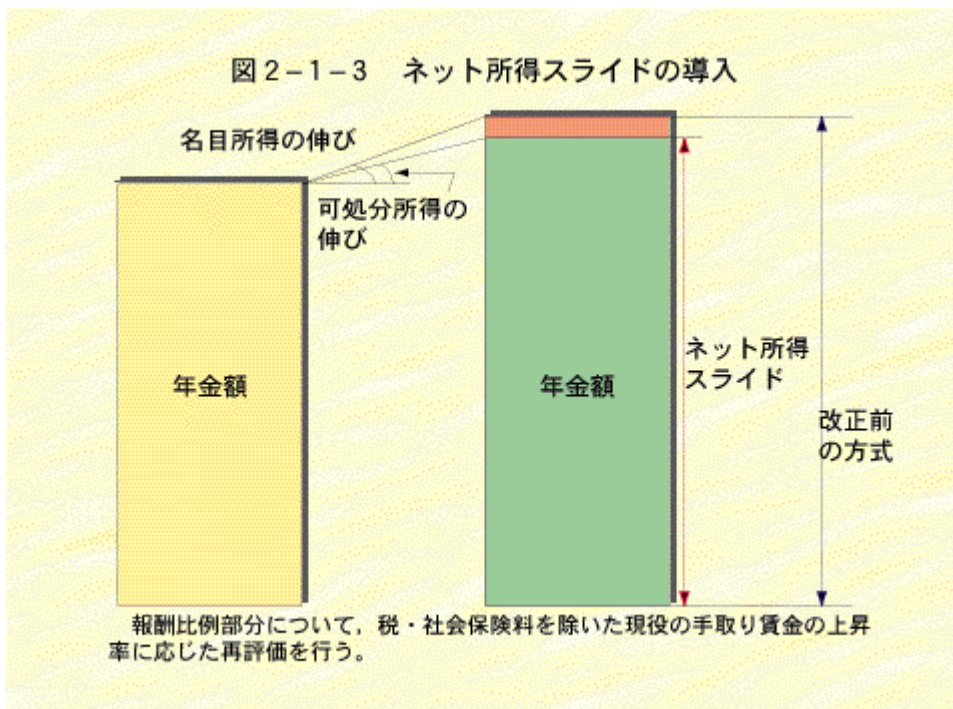
給付と負担のバランスを図るための改正

1)

ネット所得スライド

平成6（1994）年改正では、厚生年金の報酬比例部分について、ネット所得スライドが導入された。厚生年金の報酬比例部分の額は、被保険者期間中の標準報酬月額の平均に被保険者期間などを乗じて計算されるが、その際、過去の標準報酬月額をそのまま用いたのでは年金額が低くなってしまいうことから、過去の標準報酬月額に一定の率（再評価率）を乗じることにより、年金額の水準を調整することとされている。この再評価率は、従来は、5年に1度の財政再計算の際に、現役世代の賃金の伸びに応じて改定され、したがって報酬比例部分の年金額も賃金の伸びに応じて改善される仕組みとなっていた。

図2-1-3 ネット所得スライドの導入



しかしながら、今後、現役世代の税・社会保険料負担が増大し、賃金の伸びに比べ手取り収入の伸びが下回るようになることを考えると、高齢者が受給する年金が現役世代の賃金の伸びに応じて改定されるという従来の仕組みのままでは、将来における現役世代の負担と年金受給世代の給付とのバランスを崩してしまうおそれがある。そこで、平成6（1994）年改正では、再評価率の改定方法を、これまでの現役世代の賃金の伸びに応じて行う方法から、税や社会保険料を差し引いた現役世代の手取り賃金の伸びに応じて行う方法に改めることとされた。なお、この方法に基づき、前回（1989（平成元）年）の財政再計算時より再評価率が16%引き上げられている（図2-1-3参照）。

2)

保険料の改定

1989（平成元）年に行われた財政再計算においては、厚生年金保険料率の引上げ幅について、5年ごとに2.2%ずつ引き上げることが想定していたが、1994（平成6）年の財政再計算では5年ごとの引上げ幅を2.5%としている。このように引上げ幅を高くすることは、積立金の運用収入等の増大をもたらし、結果的に将来の保険料率を低く抑えることとなり、将来の現役世代の負担を軽くすることができる（平成6年財政再計算結果では、2025（平成37）年において29.8%（労使折半負担）にとどめることができるものと見込まれている）。

また、国民年金保険料についても、毎年度500円（1994（平成6）年度価格）ずつ引き上げることとされ、1994（平成6）年財政再計算結果では、最終保険料は2015（平成27）年度以降2万1,700円（1994（平成6）年度価格）となることと見込まれている。

3)

特別保険料の導入

厚生年金の保険料においては、ボーナス等を除いた月々の収入のみが保険料算定の基礎とされていたが、平成6（1994）年改正では、月収に係る保険料を抑制するとともに、ボーナスの多寡によって不公平が生じないように、新たにボーナスなど3か月を超える期間ごとに受け取る報酬からも1%（0.5%ずつ労使折半負担）の特別保険料を徴収することとされた。

(3)

その他の改正事項

以上のように、平成6(1994)年改正においては、来たるべき21世紀の経済社会にふさわしい年金制度を構築するよう努め、また、給付と負担のバランスを図ることによって、長期的に安定した制度の確立が図られたところであるが、このほかにも制度の隅々まで見渡した改正が行われている。

すなわち、障害年金・遺族年金についての改正や、短期在留外国人に対する脱退一時金の創設、育児休業期間中の厚生年金保険料免除、沖縄の厚生年金の特例措置、中国残留邦人等の国民年金の特例措置、厚生年金基金制度の改正などである。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1編

第2部 主な厚生行政の動き

第2章 社会・経済の変化に対応した年金制度の確立

第2節 年金制度をめぐる最近の動向

1 公的年金制度の一元化

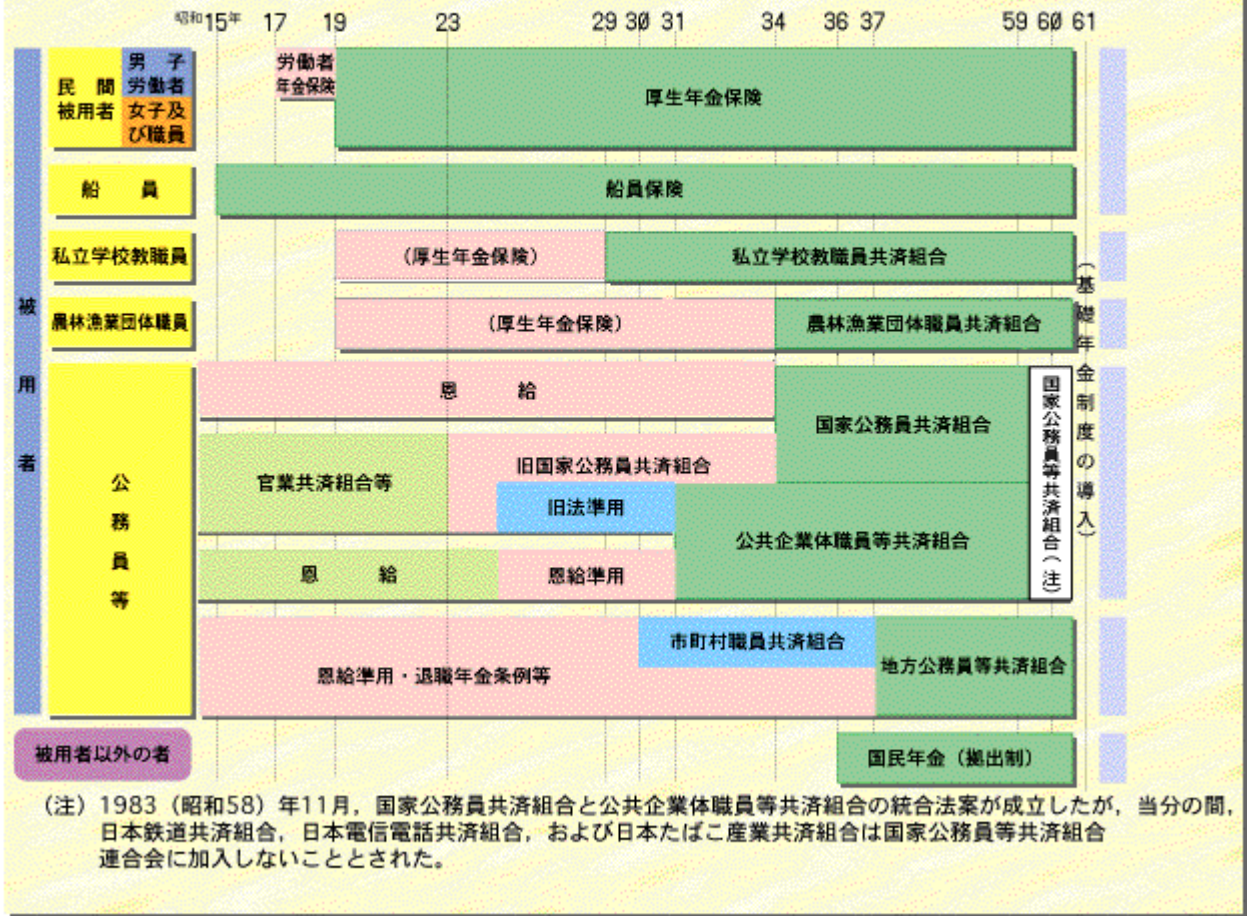
(1)

公的年金制度の一元化問題の経緯

1996（平成8）年3月8日、旧3公社の共済年金を厚生年金に統合すること等を内容とする「厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。この法律案は、今後の公的年金制度の一元化に向けての第1段階となるものとされているが、そもそも「公的年金制度の一元化」とはどのような問題なのか、これまでの経緯を振り返ってみたい（図2-2-1、図2-2-2参照）。

図2-2-1 公的年金制度の変遷

図 2-2-1 公的年金制度の変遷



1)

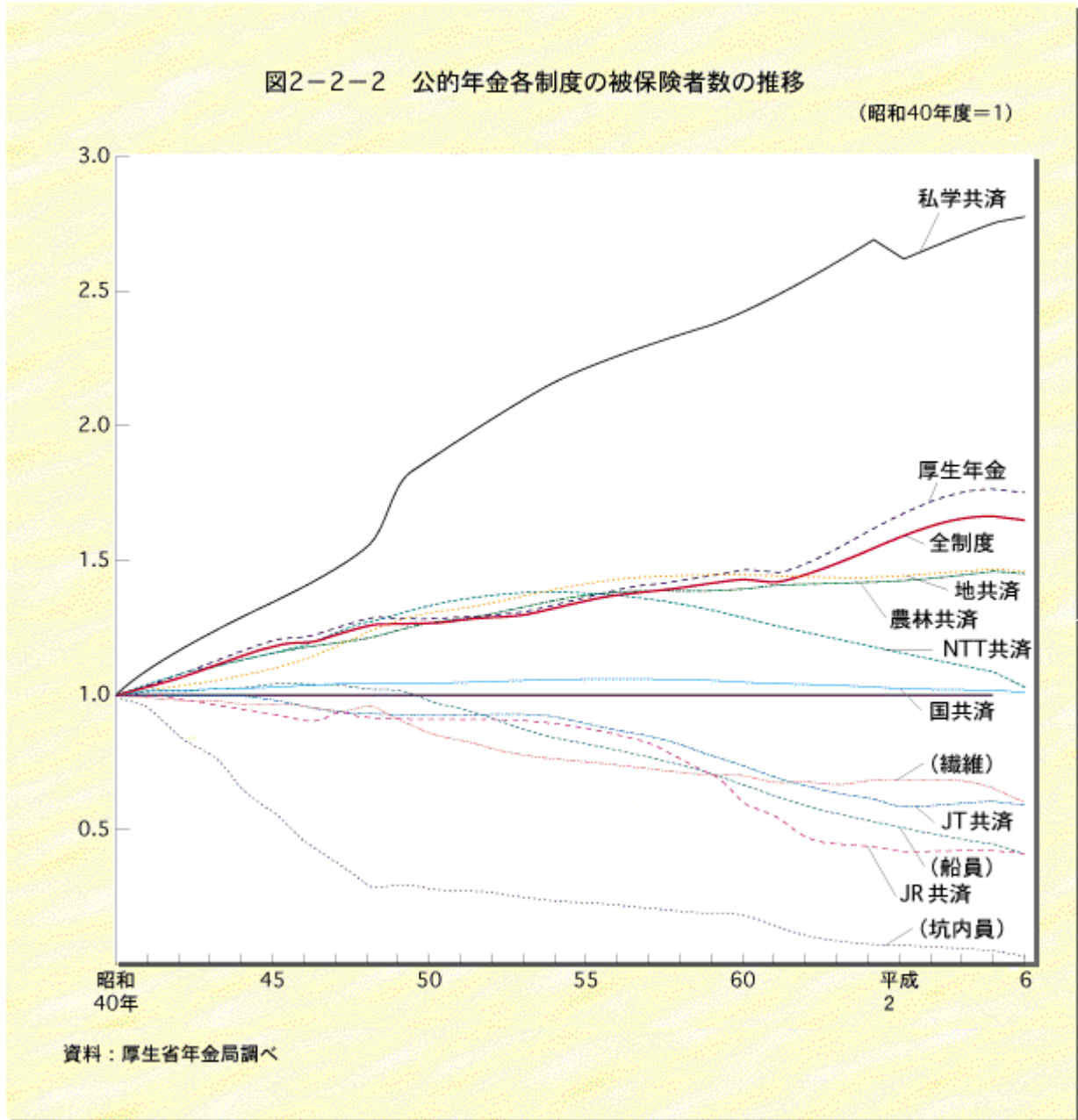
一元化問題の由来—公的年金制度分立までの流れ—

一般的な社会保険制度としての公的年金制度は、船員保険制度が1939（昭和14）年に創設され、次いで1942（昭和17）年に、厚生年金制度の前身である労働者年金保険制度が創設されたところまで遡る。戦後のインフレ等による混乱から厚生年金制度が再建されたのは1954（昭和29）年の全面改正によってであったが、これに前後して、1953（昭和28）年には厚生年金とは別に私立学校の教職員を対象とする共済年金制度が創設され、1958（昭和33）年には農林漁業団体職員共済組合が厚生年金から分離独立した。

一方、公務員を対象とする共済年金制度にあっては、発展の契機もこれとは全く異なっており、官吏を対象とする恩給制度やその他の国家公務員を対象として設けられた共済年金制度が、1956（昭和31）年の公共企業体職員等共済組合法、1958（昭和33）年の国家公務員共済組合法の制定によって、社会保険方式による公的年金制度として整備された。また、地方公務員については、恩給制度、条例による退職年金制度、共済組合による年金制度が分立していたが、1962（昭和37）年に地方公務員共済組合法が制定され、公的年金制度としての整備が行われたのである。

1961(昭和36)年に国民年金制度が創設され、国民皆年金体制が達成されたが、その際、通算年金制度が創設され、転職等により制度間を渡り歩いた場合の年金受給権の確保が図られた。以来、このように制度創設の由来も契機も異なる公的年金制度が、それぞれ独立の保険者として、独自の年金支給要件や年金支給額を定め、保険料水準も独自に設定して、年金制度の運営を行ってきた。

図2-2-2 公的年金各制度の被保険者数の推移



国鉄共済年金問題への対応

昭和50年代後半に入って、国鉄共済年金制度が財政的な危機に陥り、放置すれば年金が支払えなくなる状態にまで悪化した。このような事態が生じた原因は、国鉄共済年金が他の年金制度と比べて有利な年金支給要件を定める一方で、保険料の引上げが不十分であるなど、制度運営が適切でなかった面と、国鉄が戦後は引揚げ者の雇用の確保などに貢献し多くの人員を抱えることとなったが、さらに昭和50年代にはモータリゼーションが進行する中で人員合理化に努めた結果、年金受給者に比して掛金を負担する組合員数が減少し成熟度が高まったという、国鉄の責任には帰し得ない産業構造の変化等によるやむを得ない面とがあった。

そこで、1983(昭和58)年には、国鉄共済年金の救済を図るため、国鉄共済年金については給付の見直し等を行うとともに、国家公務員共済組合および公共企業体共済組合の間で財政調整事業が開始された。これによって、当面の危険は回避されたが、以後、国鉄共済年金は引き続き不安定な状態が続くことは避けられなかった。

3)

基礎年金制度の導入

政府は、1984(昭和59)年2月に、公的年金制度の一元化について閣議決定を行った。その主な内容は、第一に、国民年金、厚生年金および船員保険制度について、国民年金の適用を厚生年金の被保険者およびその配偶者に拡大して共通の基礎年金を支給する制度とし、厚生年金は基礎年金の上乗せとして報酬比例の年金給付を行う制度とすること、また、船員保険の年金部門は厚生年金に統合すること、第二に、共済年金について、基礎年金導入の改革の趣旨に沿って制度改正を行うこと、そして第三に、1986(昭和61)年度以降給付と負担の両面において制度間調整を進め、1995(平成7)年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる、というものであった。

そして、これに沿った形で、1985(昭和60)年5月に「国民年金法等の一部を改正する法律」が成立し、次いで同年12月には共済年金各法を改正する法律が成立して、公的年金制度の体系の再編成が実施されたのである。具体的には、公的年金制度は2階建ての給付設計をとり、1階部分の基礎年金制度については、各制度から被保険者数に応じて拠出金を徴収して基礎年金の財源に充てるという方法によって、給付面および負担面において制度が一本化された。また、基礎年金の上乗せとして、厚生年金や共済年金が支給する報酬比例の年金については、年金の支給要件および支給額の計算方法がほぼ統一されることとなった。

4)

基礎年金導入後の一元化の状況

基礎年金制度の導入等が実施された後も、なお2階部分の負担面における一元化をどうすべきかという課題が残された。1989(平成元)年の年金改正の際には、1984(昭和59)年の閣議決定を踏まえ、一元化完了までの暫定的な地ならし措置として、2階部分の負担の調整を図るための被用者年金制度間調整事業が創設され、1990(平成2)年度から実施に移されることとなった。これは、2階部分の給付のうち老齢(退職)年金の一定部分を対象として、給付に要する費用を各制度の負担能力に応じて按分しようとするものであるが、財政調整の対象範囲は老齢(退職)年金の一部に限定され、鉄道共済年金への交付額に上限が設けられるなど、暫定的な性格を持つものであった。

(2)

一元化の基本的考え方

公的年金制度の一元化の完了に向け、各制度の関係者および学識経験者からなる「公的年金制度の一元化に関する懇談会」が1994(平成6)年2月に設置され、翌年7月に報告書が提出されて一元化の基本的

な考え方がまとめられた。

その後、この懇談会報告を受けて、1996(平成8)年3月には、「公的年金制度の再編成の推進について」が閣議決定され、就業構造の変化、制度の成熟化の進展等に対応し制度の安定化と公平化を図るため、以下のような再編成を推進するものとされた。

1)

被用者年金制度の再編成については、財政単位の拡大および共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本とする。

2)

再編成を進めるに当たっては、各制度の目的、機能、過去の運営努力等についても配慮し、各制度が今後21世紀にかけて成熟化する段階において以下のような漸進的な対応を進めつつ、その統一的な枠組みの形成を目指す。

ア

再編成の第一段階として、既に民営化・株式会社化しており、かつ、成熟化が最も進行している日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合および日本電信電話共済組合を、1997(平成9)年度に厚生年金保険に統合する。その際、統合前の期間にかかる給付費については、費用負担の平準化を図りつつ、被用者年金制度全体で支え合う措置を講ずる。

イ

国家公務員共済組合および地方公務員共済組合については、それぞれの成熟化の状況等に応じ、財政再計算時ごとに将来の財政見通し等について分析を行い、公務員制度としてのあり方をも踏まえつつ、まず両制度において財政安定化のための措置を検討する。

ウ

農林漁業団体職員共済組合については、構成団体の組織整備の進展が制度基盤に与える影響を、また私立学校教職員共済組合については、その成熟化の進展等を踏まえつつ、財政再計算時ごとに将来の財政見通し等について分析を行い、被用者年金制度全体の中におけるそれぞれの制度の位置づけについて検討を行う。

3)

制度運営に関する適切な情報の公開を行うとともに、社会保障制度審議会年金数理部会に要請し、制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時ごとに検証を行う。

4)

年金現業業務については、制度運営の適正化・効率化および加入者・受給者サービスの向上を図るため、基礎年金番号の導入等その統一的な処理を推進する。

(3)

旧3公社の共済年金の厚生年金への統合

閣議決定を受けて、1996(平成8)年3月8日に国会に提出された「厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」の概要は、次のとおりである。

1)

JT共済, JR共済およびNTT共済の年金の厚生年金への統合

ア

既に受給権が発生しているこれらの共済の年金給付は、厚生年金から支給する。

イ

これらの共済組合は、厚生年金に妥当な水準の積立金等を納付する。

ウ

旧JT共済およびJR共済の組合員は、厚生年金の被保険者となるが、その際、保険料率については、従来どおりとする(JT共済19.92%, JR共済20.09%)。

2)

他の共済組合による拠出金の納付

ア

他の共済組合は、厚生年金に対して、負担能力および財政的な成熟度合に応じた額の拠出金を納付する。

イ

なお、各年度の拠出金の負担が過重なものにならないよう、各年度の拠出金額の平準化を図る。

3)

JT共済, JR共済およびNTT共済の存続およびその業務

3共済については、厚生年金への積立金の移管等の業務を行うために存続される。存続組合の業務にかかる費用は、従前どおり事業主および国庫が負担する。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1編

第2部 主な厚生行政の動き

第2章 社会・経済の変化に対応した年金制度の確立

第2節 年金制度をめぐる最近の動向

2 年金制度の国際化への対応

本格的な国際化時代の到来を迎え、国際的な人的交流が盛んとなっており、年金制度についても国際化にふさわしい対応を講じていく必要がある。

すなわち、海外勤務者については、基本的には、勤務地の外国の年金制度が適用されることとなるが、この場合、自国の年金の加入期間が短くなるとともに、外国の年金についても加入期間が短いことが多いため、年金受給のための資格期間を満たすことができず年金を受けることができないなどの事態が生じている。また、このような事態を避けるため、勤務地の外国の年金制度だけでなく、自国の年金制度にも加入すると、保険料の二重払いとなるという問題がある。

このような国際間の人的移動に伴う問題については、諸外国では2国間の年金通算のための協定を締結することによって解決を図ってきているところであり、我が国においても、このような協定を締結することにより、1)年金の適用を整理し、保険料の二重払いの解消を図るとともに、2)それぞれの国の年金制度の加入期間を資格期間として通算して年金受給権に結びつけることが適当と考えられる。

我が国としては、人的交流が多いアメリカ、ドイツとの間で協定の締結に向け、これまで数次にわたり年金当局間で協議を行ってきた。特に、ドイツとは、年金当局（日本厚生省とドイツ連邦労働社会省）間において主要な部分については、おおよその意見の一致に達したことから、1995（平成7）年9月には東京で政府間の交渉が初めて開かれ、協定の早期締結の必要性等について両国間で意見の一致をみたところであり、引き続き締結に向けての取組みを積極的に進めていくこととしている。

第1編

第2部 主な厚生行政の動き

第2章 社会・経済の変化に対応した年金制度の確立

第2節 年金制度をめぐる最近の動向

3 1996（平成8）年度物価スライドの特例

完全自動物価スライド制のもとでは、本来、1996（平成8）年4月以降の年金額は、1995（平成7）年の全国消費者物価指数の動向に応じて改定されることとなるが、同年の全国消費者物価指数は0.1%の下落となった。これについては、物価の下落幅が極めて小さいこと、このような僅少な物価変動に対してそのつど年金額等を改定することが効率的かどうかスライド制のあり方について再検討を行う必要があること等から、特例として1996（平成8）年度の物価スライドを行わないこととするための「平成8年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律」が1996（平成8）年3月27日に国会で可決成立され、3月31日に公布されたところである。

第1編

第2部 主な厚生行政の動き

第2章 社会・経済の変化に対応した年金制度の確立

第2節 年金制度をめぐる最近の動向

4 基礎年金番号の実施

公的年金の業務運営の一層の適正化・効率化および加入者・年金受給者サービスの向上を図るためには、年金保険者たる社会保険庁や共済組合の間で円滑な情報交換を行い、各制度間を異動する加入者などに関する情報を的確に把握することが重要である。このような観点から、社会保険庁では、各制度間で共通に使用する「基礎年金番号」を1997（平成9）年1月を目途に実施できるよう準備を進めている。

第1編

第2部 主な厚生行政の動き

第2章 社会・経済の変化に対応した年金制度の確立

第3節 企業年金制度と国民年金基金の動向

1 企業年金の動向

(1)

発展する企業年金

企業年金には、大別して、企業とは独立した特別の法人で運営する厚生年金基金と、退職金の社外積立のうち一定の要件を満たすものに認められる税制適格退職年金とがある。

厚生年金基金は、老齢厚生年金の代行部分（報酬比例部分のうち再評価・物価スライド部分を除いた部分）を国に代わって支給するとともに、各基金独自の上乗せ給付（プラスアルファ部分）を行うことによって、従業員に対しより手厚い老後の保障を行うことを目的とした制度である。企業年金の中核として着実に発展を遂げ、1995（平成7）年11月現在で、基金数1,879、加入員数約1,217万人を数え、厚生年金被保険者の約4割近くをカバーするに至っている。

一方、税制適格退職年金は、一時金支給が選択されるケースが多い等の問題があるものの、独自の発展を見せており、厚生年金基金の代替・補完的な役割を果たしていくことが期待されている。

(2)

厚生年金基金制度の動向

1)

平成6（1994）年年金改正における厚生年金基金制度の改正

1994（平成6）年の年金改正では、厚生年金基金についても、免除保険料率（基金が行う代行給付に充てるための財源として厚生年金本体に納めることを免除される保険料をいう）の設定方法の改善や、厚生年金の改正に合わせて改正された在職老齢年金制度の改善、育児休業期間中の掛金免除の導入、さらに資産の運用方法の拡大（厚生大臣の認定を受けて投資顧問会社等を活用できる資産の範囲について、いわゆるオールドマネー・ニューマネーの区分（厚生大臣の認定を受けた日以後に蓄積された資産であるかどうかの区分）を撤廃）といった改正が行われている。

2)

運用規制の緩和

最近の低金利、株式市場の低迷といった資産の運用環境の変化や、行政改革の推進といった規制緩和の動きを踏まえ、厚生年金基金等についても、運用規制の緩和等の措置が講じられている。

具体的には、第一に、従来は厚生大臣の認定を受けた場合でなければ投資顧問会社等に運用を委託できなかったものを、全基金が信託銀行・生命保険会社だけではなく投資顧問会社等に対しても上限なく運用を委託できるようにする厚生年金保険法改正案が国会に提出された。

第二に、従来は運用委託先の個別信託銀行ごとに、国債等の安全性資産を5割以上、国内株式を3割以下、外貨建て資産を3割以下、不動産を2割以下としなければならないといういわゆる5：3：3：2規制が設けられていたが、1996（平成8）年3月末日をもって、信託銀行ごとの5：3：3：2規制を撤廃し、基金の資産全体に対する規制に移行するとともに、十分に運用管理体制等が整っている基金等については、資産全体についての5：3：3：2規制も適用しないこととした。

また、第三に、生命保険の一般勘定契約について、政令で保証利率が規定されていたが、この規制が1996（平成8）年3月末日をもって廃止されている。

3)

厚生年金基金制度全般についての検討

近年の経済金融情勢は依然として深刻な状況を呈し、厚生年金基金制度全般に大きな影響を与えている一方、厚生年金基金制度の基本的な枠組みは、1966（昭和41）年に創設された当時のままとされている。このため、厚生年金基金制度について、今日の新たな状況に対応できるものとなるよう制度全般にわたって見直しを行うことが急務となっており、厚生省では、基金制度の関係者等をメンバーとする「厚生年金基金制度研究会」を1995（平成7）年9月に発足させ、基金財政の安定化方策、運用規制のあり方、支払保証制度のあり方など幅広い観点から今後の基金制度のあり方についての検討を行っているところである。

第1編

第2部 主な厚生行政の動き

第2章 社会・経済の変化に対応した年金制度の確立

第3節 企業年金制度と国民年金基金の動向

2 国民年金基金の動向

自営業者等国民年金の第一号被保険者の多様な老後のニーズに応えるとともに、サラリーマンとの均衡を図る観点から、1989（平成元）年の年金制度改正において、自営業者のための公的な上乘せ年金制度として国民年金基金制度が整備され、1991（平成3）年から実施されている。国民年金基金は、都道府県ごとに設立される地域型基金と、職域ごとに設立される職能型基金とがあり、現在では、地域型基金は全都道府県に設立され、職能型基金は25基金を数えており、加入員数は約80万人となっている（1995（平成7）年8月現在）。

国民年金基金への加入は任意であるが、公的に運営されている制度としての安全性・確実性や、その掛金が税制上社会保険料控除の対象とされていることなど、より豊かな老後生活を実現する観点から、より一層の制度の周知、普及に努めていく必要がある。
